

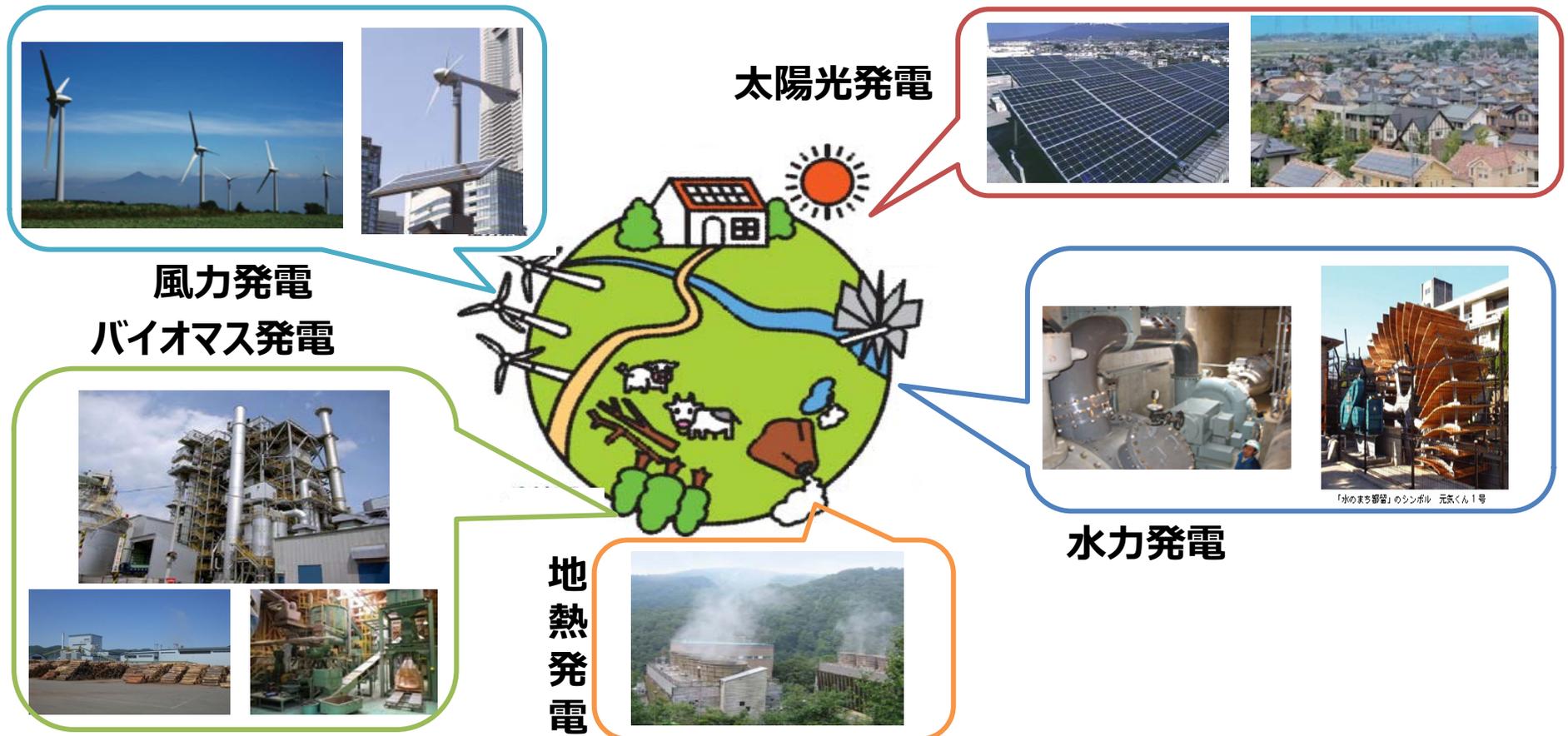
# 再生可能エネルギー固定価格買取制度における 買取義務者の変更について

平成27年12月10日

資源エネルギー庁

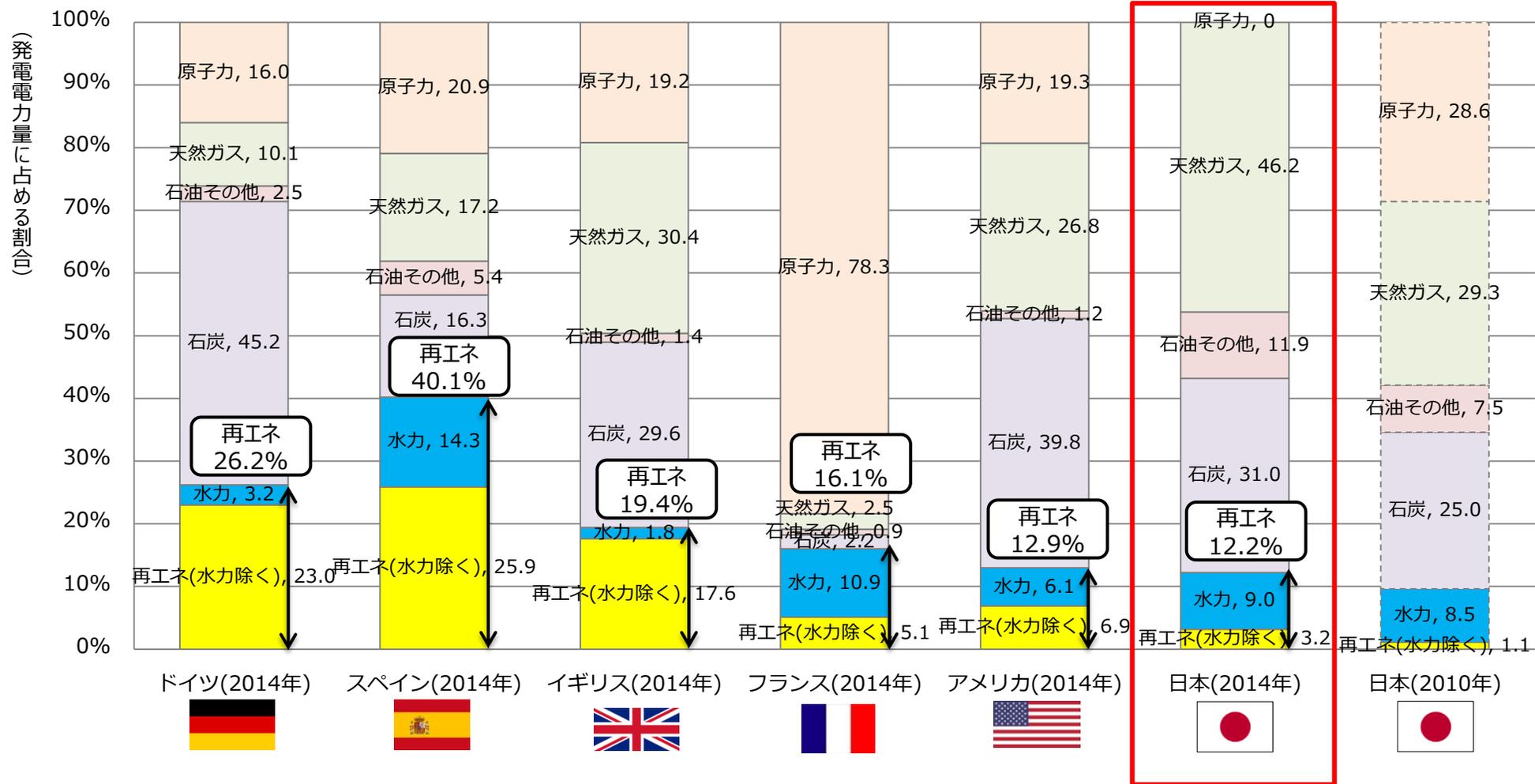
# 再生可能エネルギーの概要

- 再生可能エネルギーとは、自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。
- 太陽光や風力は、天候等の自然条件により発電量が変動する特徴あり。
- エネルギー自給率の向上（現在6%）、低炭素社会の実現、産業・雇用創出面での意義大。



# 各国の再生可能エネルギー発電比率

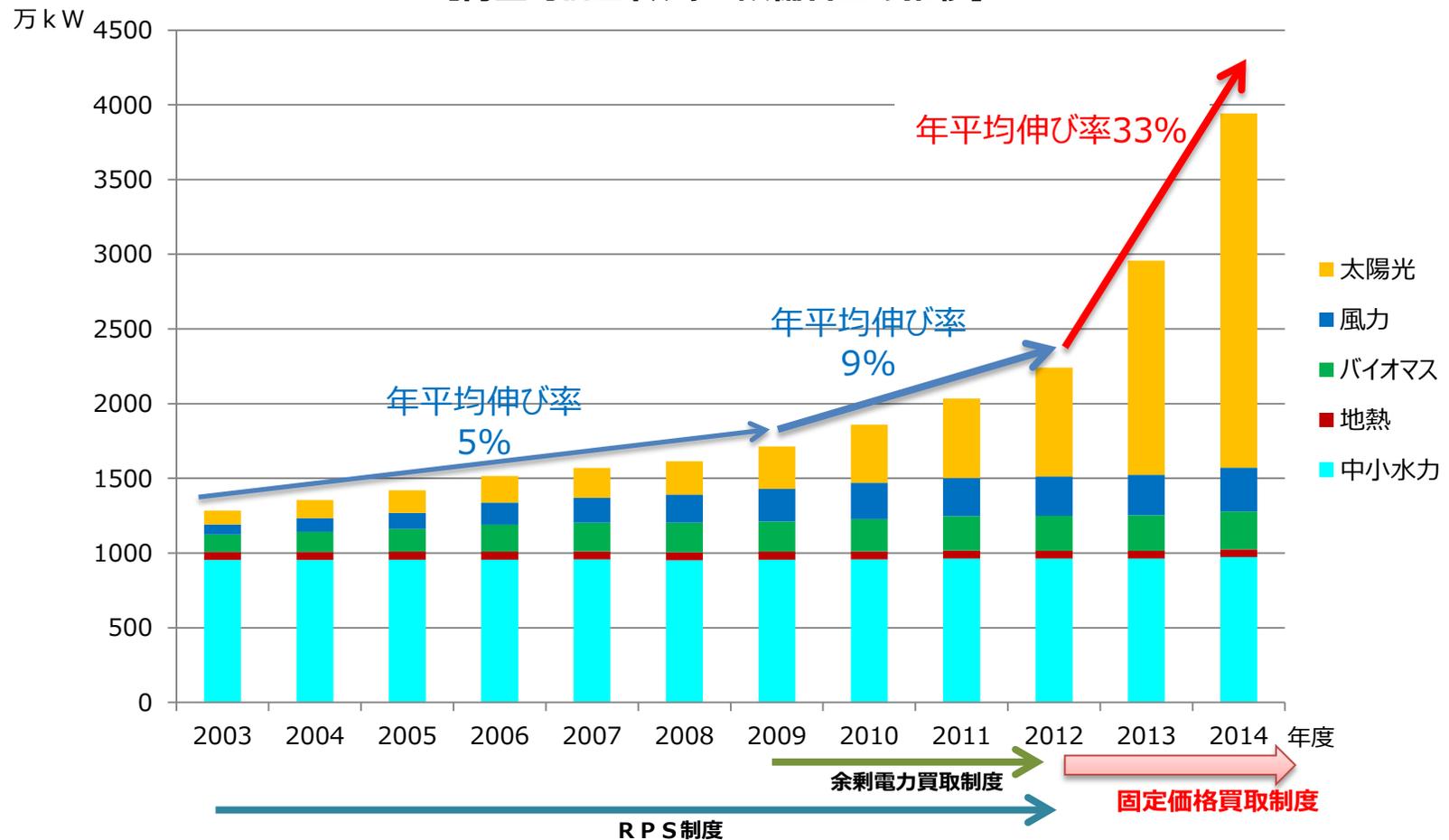
- 1970年代の石油危機以降、欧米先進国を中心に導入が進んでいるが、我が国では電力全体の12.2%（水力を除けば3.2%）程度と、低い水準。



# 再生可能エネルギー施策と導入量の推移

- 1974年以降のサンシャイン計画から、官民を挙げた技術開発を推進。  
1997年以降、補助金制度により導入支援を実施。
- 2003年のRPS制度（電力会社への一定量の買取義務づけ）、2009年の余剰電力買取制度を経て、2012年に、固定価格買取制度に移行し、急速に導入拡大。

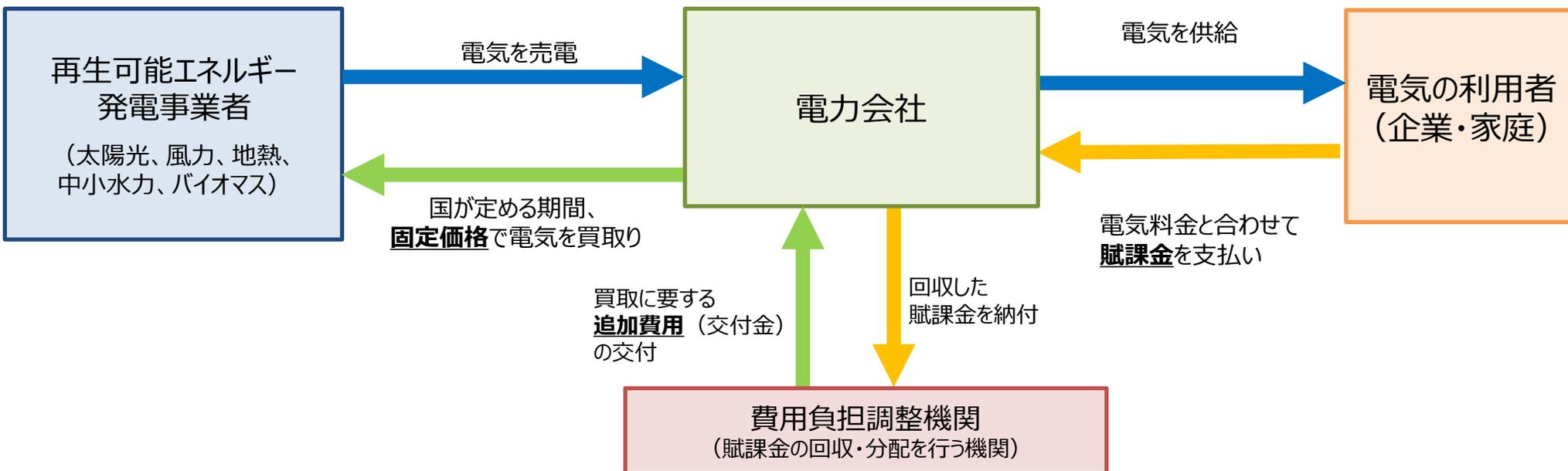
【再生可能エネルギー設備容量の推移】



# 再生可能エネルギー特別措置法（2012年7月施行）の概要

- 発電された再生可能エネルギー電気を、その地域の電力会社が、国の定める期間、固定価格で買い取ることを義務づけ。  
⇒ 長期の収益予測可能性が格段に高まり、投資を大いに促進。
- 買取りに必要となる追加費用は、電気の利用者から電気料金と合わせて「賦課金」という形で回収し、電力会社に交付する仕組み。

※固定価格で買い取る仕組みである点に着目し、  
「固定価格買取制度」や「FEED IN TARIFF（FIT：フィット）」と呼ばれる。



# 平成27年度の調達価格・調達期間

- 法律上、調達価格は、電源の種類ごとに毎年度、再生可能エネルギー電気の供給の効率的な実施に通常要する費用等を基礎にして、事業者の適正な利潤等を勘案し、算定される。
- 調達価格は、毎年、調達価格等算定委員会（委員は国会同意人事）の意見を尊重し、経済産業大臣が決定。

電源	調達区分	1kWhあたり調達価格		調達期間
		出力制御対応機器設置義務なし	出力制御対応機器設置義務あり	
太陽光	10kW未満 (余剰買取)	33円	35円	10年間

電源	調達区分	1kWhあたり調達価格		調達期間
		H27年 4/1-6/30	H27年 7/1-	
太陽光	10kW以上	29円 + 税	27円 + 税	20年間

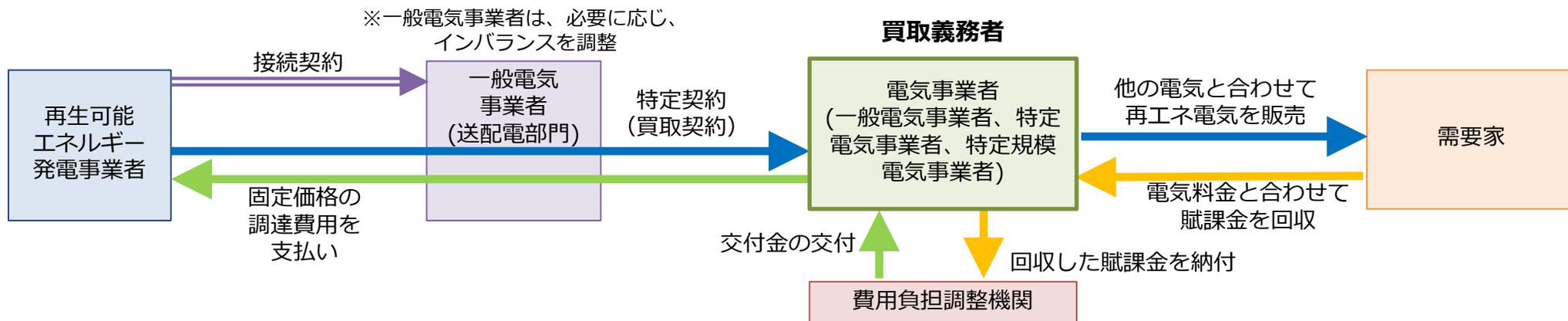
電源	調達区分	1kWhあたり調達価格	調達期間
風力	20kW以上 (陸上風力)	22円 + 税	20年間
	20kW以上 (洋上風力)	36円 + 税	20年間
	20kW未満	55円 + 税	20年間
地熱	15,000kW以上	26円 + 税	15年間
	15,000kW未満	40円 + 税	15年間

電源	調達区分	1kWhあたり調達価格		調達期間
水力	1,000kW以上 30,000kW未満	24円 + 税		20年間
	200kW以上 1,000kW未満	29円 + 税		20年間
	200kW未満	34円 + 税		20年間
水力 (既設導水路活用型)	1,000kW以上 30,000kW未満	14円 + 税		20年間
	200kW以上 1,000kW未満	21円 + 税		20年間
	200kW未満	25円 + 税		20年間
バイオマス	メタン発酵 ガス化発電	39円 + 税		20年間
	未利用木材 燃焼発電	2,000kW以上	32円 + 税	20年間
		2,000kW未満	40円 + 税	20年間
	一般木材等 燃焼発電	24円 + 税		20年間
	廃棄物 燃焼発電	17円 + 税		20年間
リサイクル木材 燃焼発電	13円 + 税		20年間	

# 買取義務者再検討の必要性

- 現在の固定価格買取制度においては、電気の使用者に直接電気を供給する電気事業者（電気料金を需要家から直接徴収する事業者）である、一般電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者に対し、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約（特定契約）の申込みがあった場合には、これらに応ずるよう義務づけている。
- 来年（平成28年）4月からの小売全面自由化実施に伴い、従来の電気事業者は、発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者に区分されることとなる。これに伴い、現行制度の法制的な枠組みを大きく変更することはしないとの整理に基づいて、買取義務者は、電気の使用者に直接電気を供給する電気事業者すなわち小売電気事業者とすることとした。
- 一方、昨年秋に接続保留問題が発生。国民負担を最小化しつつ最大限の再生可能エネルギーの受入れを進めるためには、システムの効率的な利用や広域融通の促進が必要となっている。
- こうした観点から、買取義務者を送配電事業者にすべきとの指摘がなされている。

## <現在（小売全面自由化前）の固定価格買取制度のイメージ>

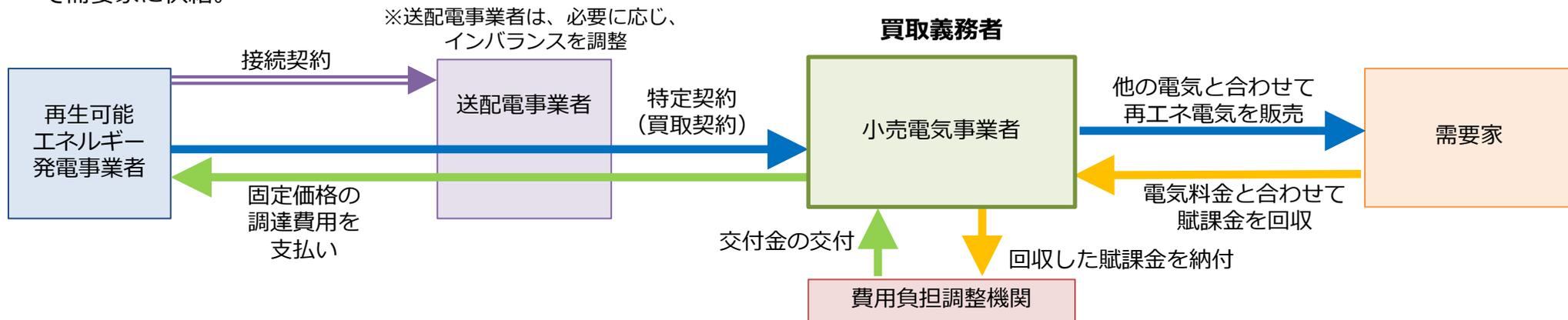


# 小売買取と送配電買取の違い

- 買取義務者について、①小売電気事業者とする場合、②送配電事業者とする場合が考えられるが、それぞれの特徴は以下のとおり。

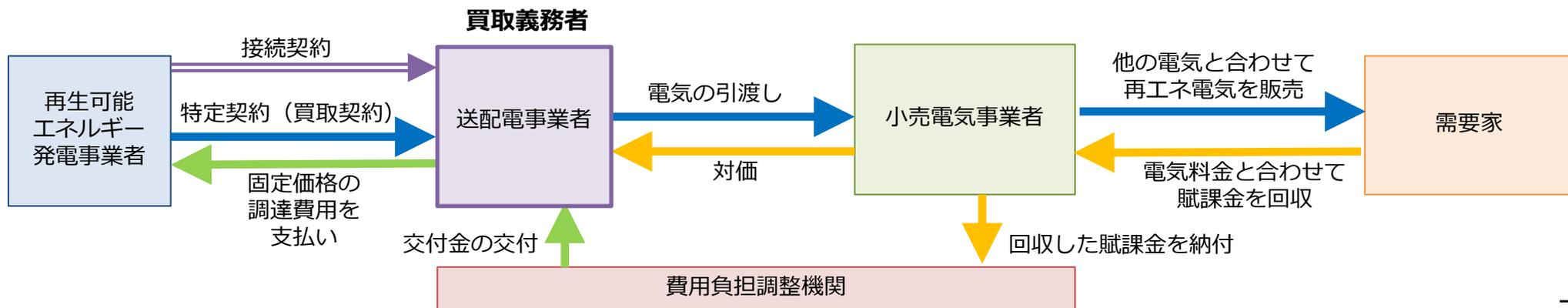
## ①小売電気事業者を買取義務者とする場合

個々の小売電気事業者が、認定を受けた再生可能エネルギー電源から生み出された電気を買取り、調達した電気を他の電気と合わせて需要家に供給。



## ②送配電事業者を買取義務者とする場合 (イメージ)

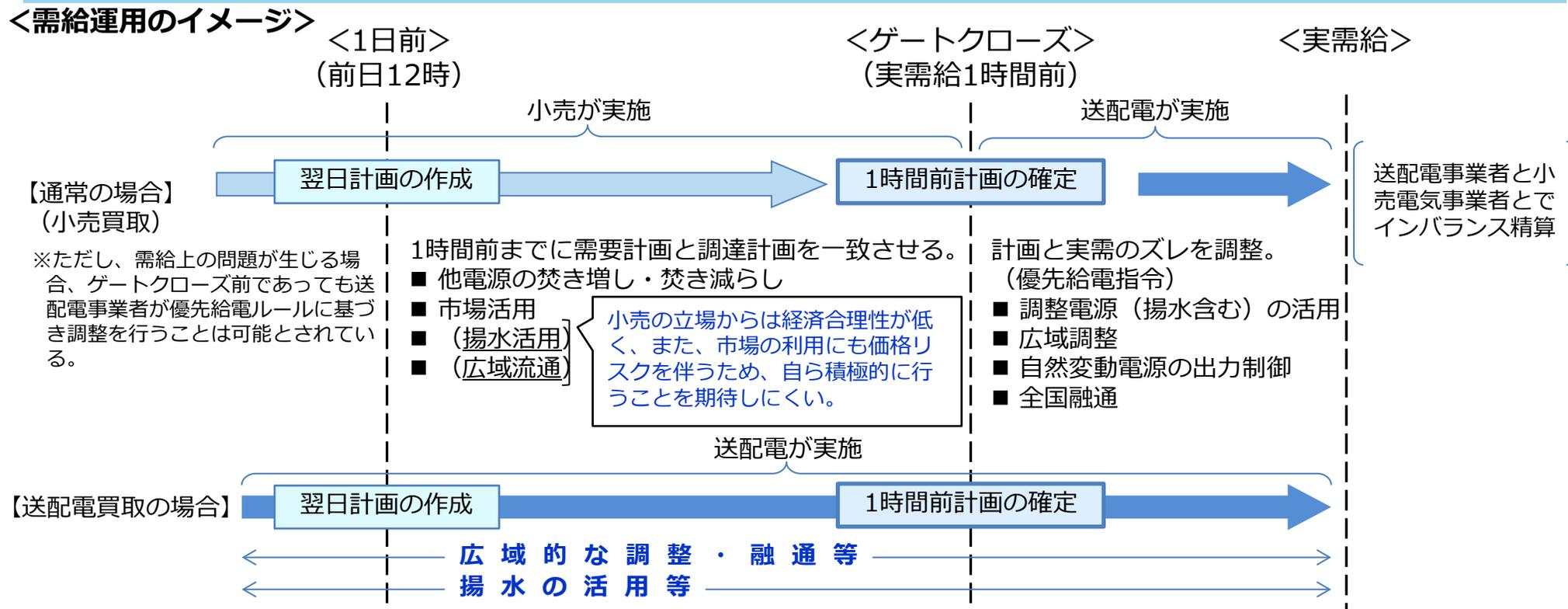
各エリアの送配電事業者が、認定を受けた再生可能エネルギー電源から生み出された電気を買取り (注：法制的な整理は別途必要)、小売電気事業者に市場経由又は割付けを通じて引き渡し、小売電気事業者が他の電気と合わせて需要家に供給。



# 送配電買取の主なメリット

## ① 需給運用の柔軟化

- 送配電事業者が需給調整を直接行うため、揚水発電所の活用や広域融通等がより行われやすくなる。



## ② 制度の簡素化

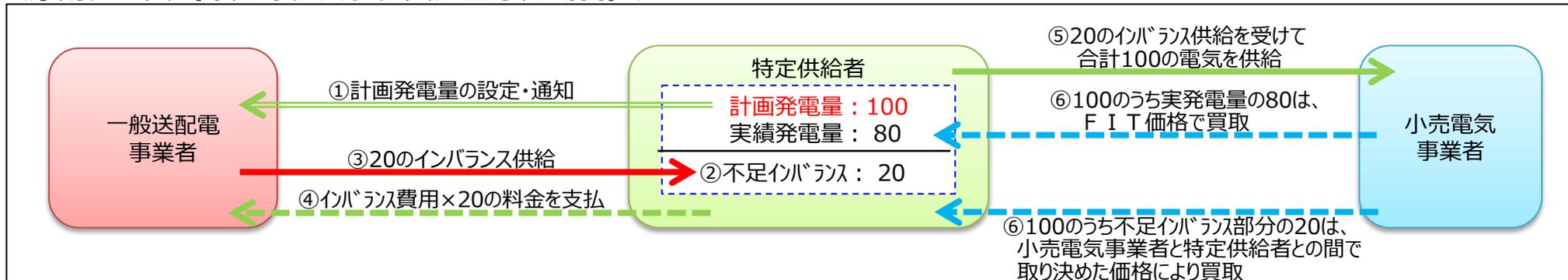
- 発電計画値と発電実績値の差であるインバランスの精算ルールが簡素化する (FIT インバランス特例が不要)。
- 買取義務者が自ら出力制御を行うことにより、出力制御時の業務フロー、権利義務関係等が簡素化する。

## ③ その他

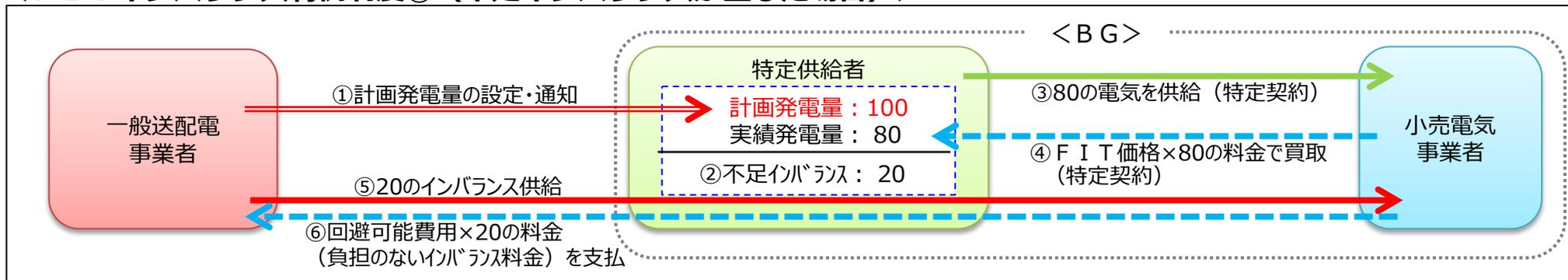
- 特定の小売電気事業者への買取の集中が回避され、競争中立的となる。
- 送配電事業者は倒産リスクが非常に低いため、買取の安定性が保証される。

# (参考) FITインバランス特例制度について

## <原則ケース (不足インバランスが生じた場合)>



## <FITインバランス特例制度① (不足インバランスが生じた場合)>



## <FITインバランス特例制度② (不足インバランスが生じた場合)>



# (参考) 欧州の固定価格買取制度の買取義務者

- ドイツでは買取義務者は送配電事業者。2009年以前は送配電事業者が買取った再エネ電気を小売事業者に割り当て。2009年法改正より送配電事業者が買取った電気を卸電力取引市場で一括して販売。
- イギリスではR P S制度の流れを引継ぎ、買取義務者は小売事業者（供給ライセンス保有者）。
- スペイン、フランスでは買取義務者は配電事業者。

国名	買取義務者	内容
ドイツ	送配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2000年制度導入時より、買取義務者は系統運用を行う電力会社。</li> <li>○2005年法改正（送配電部門の法的分離が義務化）：買取義務者は送配電事業者。               <ul style="list-style-type: none"> <li>– 2009年以前：送配電事業者が買取った再エネ電気を小売事業者に割り当て。</li> <li>– 2009年法改正：送配電事業者が買取った電気を卸電力取引市場で一括して販売。</li> <li>– 2014年法改正：再エネ発電事業者は卸電力市場や相対契約等により自ら販売<sup>※1</sup>。</li> </ul> </li> </ul>
イギリス	小売事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2000年法改正：配電事業者の配電ライセンスと小売供給ライセンスの法的分離。</li> <li>○2002年：R P S制度を導入（配電事業者に導入義務を課すと発送電分離の流れに反するため、小売事業者（供給ライセンス保有者）を導入義務者に設定）。</li> <li>○2010年：小規模F I T制度を導入。R P Sの流れを引継ぎ、小売事業者（供給ライセンス保有者）に買取義務<sup>※2</sup>を設定。</li> </ul>
スペイン	配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1997年制度導入時より、買取義務者は配電事業者。</li> <li>○配電事業者は買取った再エネ電気を卸電力取引市場で一括して販売。</li> </ul>
フランス	配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2000年制度導入時より、買取義務者は系統運用を行う電力会社。</li> <li>○2006年12月法改正（配電部門の法的分離が義務化）：買取義務者は配電事業者。</li> <li>○配電事業者は買取った再エネ電気を卸電力取引市場又は小売事業者を經由して販売。</li> </ul>
イタリア	GSE社（電力サービス管理会社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2008年小規模F I T制度導入時<sup>※3</sup>より、買取義務者はG S E社<sup>※4</sup>。</li> <li>○G S E社は買取った再エネ電気を卸電力取引市場で一括して販売。</li> </ul>

※1 設備容量500kW以下でF I Tを選択した事業者は送配電事業者が買い取った電気を卸電力取引市場で一括して販売。

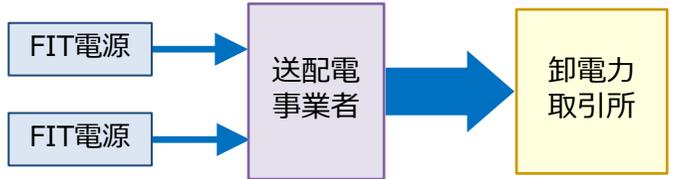
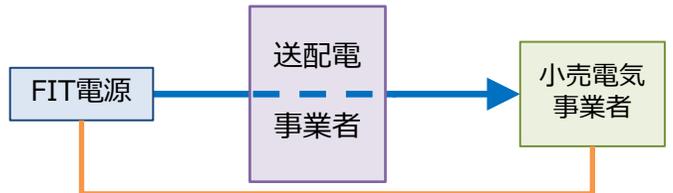
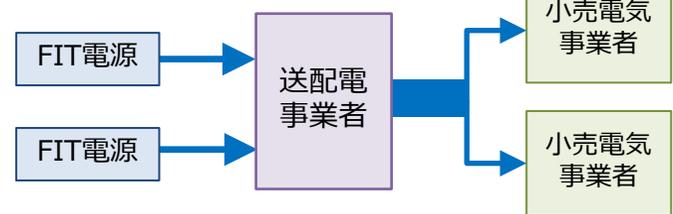
※2 義務対象は25万軒以上の家庭顧客を有する大手電力小売事業者に限る（2015年度：9事業者）。

※3 太陽光除く（太陽光は2005年よりF I P制度）。

※4 元来はイタリアの送配電系統運用者であったが、2005年に系統運用業務は設備を所有・管理するTerna社に移管。

# 送配電買取における小売電気事業者への引渡し方法

- 送配電買取における小売電気事業者への引渡し方法については、①市場経由の引渡しを基本とした上で、②売り先が決まっている場合には当該小売に引渡すこと、③沖縄や離島等、市場が活用できない場合等に小売への割付けにより引き渡すことを可能としてはどうか。
- それぞれの方法について、今後、課題への対応策を検討し、詳細設計を行うことが必要。

方法	電気の流れのイメージ	特徴
①市場経由の引渡し	 <pre> graph LR     FIT1[FIT電源] --&gt; GPO[送配電事業者]     FIT2[FIT電源] --&gt; GPO     GPO --&gt; PEX[卸電力取引所]             </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小売への配分が最も経済合理的に行われる。</li> <li>△ 市場規模に比して大量のFIT電気が供出される場合の影響への対応が課題。</li> </ul>
②売り先が決まっている場合 (発電・小売双方が希望する場合を想定)	 <pre> graph LR     FIT[FIT電源] --&gt; GPO[送配電事業者]     GPO --&gt; R[小売電気事業者]     FIT --&gt; R             </pre> <p>※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 送配電が買い取った上で小売に引渡しを行うので、発電側から見た買取の安定性は保証される。</li> <li>△ 広域融通など、送配電買取のメリットが減殺される。</li> <li>※ 「FIT電気」との表示が可能。</li> </ul>
③小売への割付け	 <pre> graph LR     FIT1[FIT電源] --&gt; GPO[送配電事業者]     FIT2[FIT電源] --&gt; GPO     GPO --&gt; R1[小売電気事業者]     GPO --&gt; R2[小売電気事業者]             </pre> <p>※個別の電源は特定されず、小売にはkWhだけが渡される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 沖縄や離島等、市場が活用できない場合にも売渡しが確保できる。</li> <li>△ 強制的に配分されるため、小売の調達自由度が相対的に低下する。</li> <li>※ 「FIT電気」との表示が可能。</li> </ul>

# 送配電事業者を買取義務者とする場合の補足論点

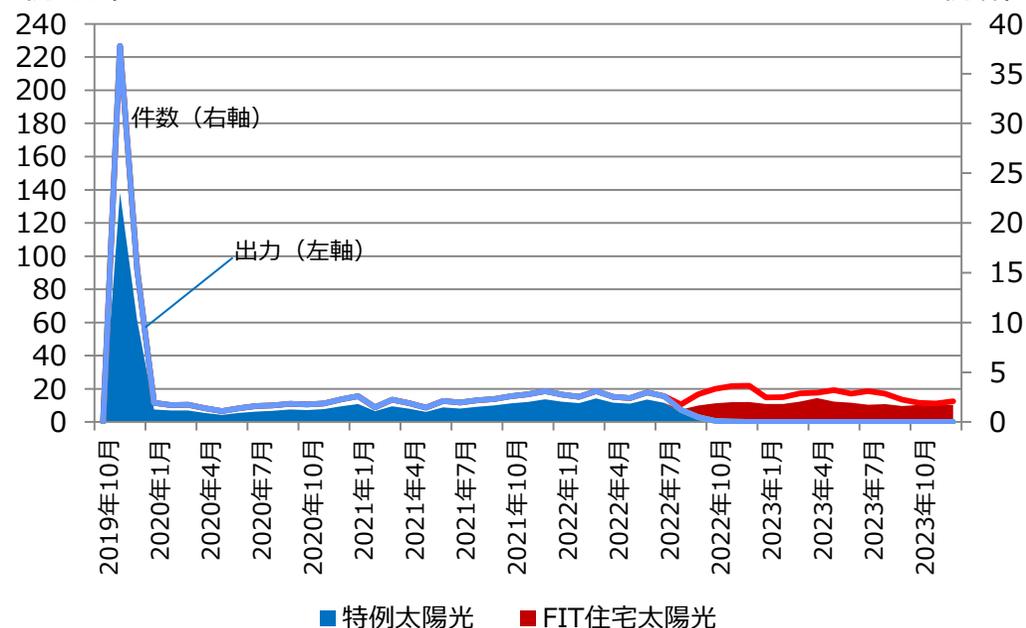
## ①既存契約との関係（小売買取の経過措置）

- 既存の約225万件、約3000万kWの特定契約の内容を尊重すべきであり、また、小売買取から送配電買取への契約切替手続にも一定の時間が必要と考えられることから、原則として、買取義務者について、制度施行後に締結される特定契約に係る再エネ電気から送配電とし、施行前に締結された特定契約に係る再エネ電気については経過措置として小売買取のままとすることを認めるべきではないか。

## ②買取期間終了後の扱い

- 現在の固定価格買取制度上、余剰買取対象の住宅用（10kW未満）太陽光については、買取期間が10年間に設定されているため、2019年11月以降、買取期間が終了する案件が大量に発生する見込み。
- 買取期間終了後は、通常の電源と同様、小売電気事業者と買取契約を締結することが原則。ただし、買取先が決まらない旧FIT電源が発生する場合に備えて、最終保障買取を行う必要性や条件、買い取った後の電気の処理等について検討すべきではないか。
- また、小売電気事業者が買い取る場合も、住宅用太陽光等の設置者等、発電計画の作成が困難な主体に過度な負担を負わせることは避けるべきであり、例えばFITインバランズ特例と同等の措置を講じる必要があるのではないか。

【特例太陽光と固定価格買取制度対象の太陽光の買取期間終了時期と出力／件数】  
(万kW) (万件)



※費用負担調整機関への交付金申請情報、設備認定公表データをもとに作成。  
一部推定値を含む